

専第4号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度各務原市一般会計補正予算（第1号）を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月19日報告

各務原市長 浅野 健 司

## 専決第8号

令和2年度各務原市一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度各務原市一般会計補正予算（第1号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年4月24日

各務原市長 浅野 健 司

令和2年度各務原市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度各務原市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,269,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,839,815千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
16 国庫支出金		8,532,232	15,121,956	23,654,188
	2 国庫補助金	2,552,103	15,121,956	17,674,059
17 県支出金		3,599,294	56,044	3,655,338
	2 県補助金	902,001	56,044	958,045
20 繰入金		7,549,743	91,815	7,641,558
	1 基金繰入金	7,549,743	91,815	7,641,558
歳 入 合 計		54,570,000	15,269,815	69,839,815

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		8,837,929	14,922,438	23,760,367
	1 総務管理費	7,660,734	14,922,438	22,583,172
3 民生費		14,972,430	199,518	15,171,948
	3 児童福祉費	7,013,264	199,518	7,212,782
5 労働費		110,604	143,859	254,463
	1 労働諸費	110,604	143,859	254,463
7 商工費		1,418,869	4,000	1,422,869
	1 商工費	1,418,869	4,000	1,422,869
歳 出 合 計		54,570,000	15,269,815	69,839,815